

シンポジウム 集団的自衛権について考える

お申込用紙は裏面を
ご覧ください

従来の我が国政府の憲法解釈では、我が国は個別的自衛権は行使できるが、集団的自衛権の行使はできないとされてきました。ところが、第一次安倍政権が設置した安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会では、一定の類型について集団的自衛権の行使を認めるように政府見解を変更するよう求める報告書を当時の福田首相に提出しました。昨年4月には、自民党は、我が国が国防軍を保持し、集団的自衛権の行使を含めて海外での軍事活動への制約を取り払うように変更する憲法改正案を発表しました。そして、昨年12月の衆議院総選挙によって再び安倍晋三氏が首相に就任し、安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会の活動を再開させ、類型に限定せず、一般的に集団的自衛権の行使を容認するように政府の憲法解釈を変更させ、あるいは法律(国家安全保障基本法)によって集団的自衛権の行使を認めようとしています。

そこで、本シンポジウムでは集団的自衛権の問題点について市民の皆さんとともに理解を深めたいと思います。

日時：2013年11月16日(土)
13:00～16:30(開場12:30)
場所：大阪弁護士会10階1001・1002
参加費：無料

アクセスマップ(所在地:大阪市北区西天満1-12-5)



主催：大阪弁護士会

講演

◆ 阪田雅裕氏
(弁護士(第一東京弁護士会所属)、元内閣法制局長官)

パネリスト(50音順)

◆ 阪田雅裕氏
(弁護士(第一東京弁護士会所属)、元内閣法制局長官)

◆ 西岡芳樹
(日本弁護士連合会憲法委員会 副委員長)

◆ 半田滋氏
(東京新聞編集委員)

◆ 山内敏弘氏
(一橋大学名誉教授・憲法学者)

コーディネーター

◆ 笠松健一
(大阪弁護士会憲法問題特別委員会 副委員長)

【交通手段】

京阪中之島線「なにわ橋駅」下車	出口1から徒歩約5分
地下鉄・京阪本線「淀屋橋駅」下車	1号出口から徒歩約10分
地下鉄・京阪本線「北浜駅」下車	26号階段から徒歩約7分
JR東西線「北新地駅」下車	徒歩約15分

シンポジウム「集団的自衛権について考える」参加申込書

御所属、氏名等必要事項を記載の上、下記FAX送付先へお申し込みください。

先着順:150名 / 締切:11月13日(水)

大阪弁護士会委員会部司法課

FAX:06-6364-7477

■FAX番号をお間違いないようお気をつけください■

(ふりがな) お名前	
御所属	
ご連絡先(電話番号)	

※ 御提供いただいた個人情報は、参加確認の目的以外には使用しません。

※ 本シンポジウムに関するお問い合わせは大阪弁護士会委員会部司法課浅田（TEL：06-6364-1681）まで御連絡ください。